

**明治大学先端数理科学インスティテュート**  
**共同利用・共同研究拠点「現象数理学研究拠点」**  
**共同研究集会応募・運営要項**

## 1 目的

明治大学先端数理科学インスティテュート「共同研究集会」（以下、「研究集会」という。）は、共同利用・共同研究拠点「現象数理学研究拠点」（以下、「拠点」という。）における共同利用・共同研究の一環として実施するものであり、現象数理学研究分野の発展に寄与し、もって実社会で解決が求められている課題克服に貢献することを目的とする。

## 2 対象となる研究集会

研究集会は、次の条件を満たす提案を対象とする。

- (1) 対象とするトピックが、現象数理学分野に属すること。
- (2) 明治大学先端数理科学インスティテュート（以下、「MIMS」という。）の施設を利用する研究集会であること。
- (3) 研究集会の組織委員に明治大学（以下、「本大学」という。）の教職員以外の研究者が含まれていること。なお且つ、本大学所属のMIMS所員が1名以上含まれていること。
- (4) 研究集会終了後、研究集会記録及び共同研究集会開催報告書を電子ファイル形式で提供すること。なお、研究集会記録は、MIMSウェブページでの公開するものとする。

研究集会の応募にあたっては、組織委員から代表者を定め、研究集会の目的、名称、開催期間等に関し、MIMS所員である組織委員（以下、「担当MIMS所員」という。）との間で、事前に十分な打合せを行うこと。

## 3 研究集会の開催場所

研究集会は原則として、本大学中野キャンパス研究セミナー室（収容定員90名×1室、36名×2室）で行うものとする。

## 4 交通費等の支援の有無

研究集会は、交通費等の支援の有無により、以下の2つに大別される。

### (1) 経費支援タイプ

研究支援タイプに採択された研究集会は、拠点施設の利用に加え、拠点の運営予算の範囲内で、研究集会の開催に伴う組織委員（本大学所属者を除く）及び招聘講師の「交通費」及び「宿泊費」の一部（以下、「支援経費」という。）を、研究集会1件当たり50万円を上限として「明治大学における研究費等に関する使用マニュアル」に基づき支援を受けることができる。なお、交通費、宿泊費以外の経費（日当、講師謝礼、消耗品、会議費等）は支援経費の対象外とする。

### (2) 独立開催タイプ

独立開催タイプに採択された研究集会は、拠点の施設を利用することができるが、支援経

費は受けることができない。

## 5 組織委員の代表者

研究集会の組織委員の代表者は、大学・大学院・短期大学・大学共同利用機関、工業高等専門学校、国立試験研究機関、独立行政法人に所属する現象数理学分野の研究者、及びこれらに準じる立場の研究者であることとする。

## 6 応募手続

「共同研究集会提案書」（様式1）に必要事項を記入・押印のうえ、担当MIMS所員を通じて所定の期日までに提出すること。なお、応募にあたり所属機関の承認が必要な場合には、事前にその承認を得たうえで応募することとする。

## 7 審査

提出された「共同研究集会提案書」に基づき、以下の手順を経て採択研究集会を決定する。

- (1) 共同利用・共同研究拠点運営委員会（以下、「運営委員会」という。）のもとに設置する現象数理学研究拠点推進委員会により予備審査を行う。
- (2) 予備審査の後、運営委員会により本審査を行い、採択研究集会を決定する。

## 8 支援経費の執行

支援経費の執行は、担当MIMS所員が、組織委員会と本大学との連絡役を務めながらこれを行うものし、執行経費に要する書類の取りまとめは、担当MIMS所員が行うこととする。なお、支援経費は、事後精算の方法により、支援対象となる本人の指定口座に、本大学から直接振り込みを行う。

## 9 開催案内

組織委員の代表者は、研究集会に関する開催情報について、「研究集会開催情報」（様式2）により作成し、担当MIMS所員を通じて提出することとする。なお、開催案内情報は、MIMSのウェブページに掲出する。

## 10 研究集会記録及び報告書の提出

組織委員の代表者は、研究集会終了後30日以内に、担当MIMS所員を通じて「研究集会記録」及び「共同研究集会開催報告書」（様式3）を提出しなければならない。なお、「研究集会記録」は、講究録、講演アブストラクト集、講演要約スライドセットなど、講演内容を記録する資料であれば形式を問わない。

## 11 研究集会の名称

研究集会の名称は、『明治大学現象数理学共同研究集会「〇〇〇〇」』とし、〇〇〇〇には、研究集会のトピックを表す適切な語句を入れることとする。

## **1 2 共催団体**

研究集会を、他団体又は他機関等との共催とする場合は、運営委員会及びMIMS運営委員会で審議のうえ、その可否を決定する。

## **1 3 出張依頼**

研究集会に関して、本大学から出張依頼書等の発行は行わない。

## **1 4 事故対応**

研究集会の遂行にあたり、各研究集会の組織委員（本大学所属者を除く）は、傷害保険への加入等、必要な事故対応の措置を事前に講じるものとする。

## **1 5 要項の改正**

本要項に定める内容は、予告なく変更することがある。

(研究集会事務局・連絡先)

〒164-8525 東京都中野区中野 4-2 1-1

明治大学先端数理科学インスティテュート事務室

E-mail: [mims@mics.meiji.ac.jp](mailto:mims@mics.meiji.ac.jp)

電話：03-5343-8067／FAX：03-5343-8068